

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年4月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200662号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300015号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年3月31日から平成29年12月1日に訂正し、平成28年3月から平成29年11月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成28年3月31日から平成29年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月31日から平成29年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年3月31日から平成29年12月1日まで

A社の請求期間に係る厚生年金保険の記録が遡って消えたことに起因して、請求期間当時に使用した健康保険に係る医療費の請求書が届いた。預金通帳、源泉徴収票及び源泉徴収簿を提出するので、消されてしまった記録を回復してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、平成28年分及び平成29年分のA社に係る給与所得の源泉徴収票及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の平成28年2月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年3月から平成29年11月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年3月31日から平成29年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200689号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300016号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

令和2年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年8月31日から同年9月1日まで

A社の事業主は、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、令和2年8月31日から同年9月1日に訂正する届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、請求者から提出された給料支払明細書(以下「賃金台帳等」という。)、同社の事業主の回答及び陳述、並びに雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間に同社に在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の請求期間に係る資格喪失年月日を令和2年8月31日から同年9月1日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年11月21日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200818号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。
調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成31年3月*日に破産手続開始、令和元年8月*日に破産手続廃止が決定されていることが確認できることから、同社の元事業主に照会したものの回答を得ることができず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の破産管財人は、平成29年、平成30年及び平成31年の賃金台帳のみ保有しており、請求期間に係る資料は保有していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。